

・グループ検討をいただいた項目の中で、下記のとおりご協議をお願いします。

頁	項目	たたき台原案	協議いただきたい事項
8	2)市民の権利	市民は、市政に参画する権利、 <u>まちづくりを自主的に行う権利</u> 、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有します。	「まちづくりを自主的に行う権利」とありますが、まちづくりは、市と市民が協働で行うものではないですか？ まちづくりを自主的に行うことを市民一人一人の権利としてしまってよいのでしょうか？
17	2)協働	市民及び市は、それぞれの主体性を尊重し、対等のもとに、それぞれの役割及び責任により、協力して <u>地域的な課題</u> の解決に当たるものとします。	旧久喜市の条例にあった「公共的な課題」を「地域的な課題」と言い換えていますが、そうすると、「公共」と言う言葉は使わないということでしょうか？ また、その場合、P5の定義にある「新しい公共の原則」は削除するのでしょうか？
39	1)議会の役割について	議会は、 <u>最少で適正な議員数</u> により、市民の福祉のために効率的で公正な議会運営に努めるものとします。	「最少で適正な議員数」とはどのようなものでしょうか？また、地方自治法第91条により上限の定数と条例で定めることが規定されており、「久喜市議会議員の定数を定める条例」において議員定数が決められています。
44	3)検証及び見直しの組織	条例の検証及び見直しのため、 <u>市民で構成される組織</u> を設け、年1回定例会を開催します。また、定例会又は検証及び見直し組織の長が必要性を認めた際には、その都度、会を開催します。	「市民で構成される組織」とありますが、検証組織を公募市民だけで組織するということでしょうか？ 検証や見直しを行う場合は、専門的な知識を有する学識経験者なども必要ではないでしょうか？